

婦人関係調査資料 No57

卸売業、小売業女子家族従業者の 生活実態に関する調査

— 結果報告書 —

昭和 46 年

労働省婦人少年局

目 次

はしがき	
調査の概要	1
調査結果の概要	3
用語等の説明	6
調査結果	7
 Ⅰ 調査対象者の概況	 7
1 対象者の年齢	7
2 家族構成	7
3 子供の数及び子供の学令区分	8
4 家族員の家業外就業者	8
 Ⅱ 事業所の状況	 9
1 業 種	9
2 全従業者数	9
3 家族従業者数	10
4 雇用者数	10
 Ⅲ 妻の家業就業	 11
1 就業状態	11
2 1日の就業時間	12
3 仕事の内容	13
4 資格、免許等の取得状況	14
5 現在の家業就業歴	14
6 報酬の有無とその使用程度	15
7 休 日	16
8 3年前と現在の仕事（家業）の比較	18
9 仕事（家業）によるけが及び交通事故	18
10 産前産後の休業	19
11 家業従事の理由	20

12	家業従事継続の意志	21
13	家業従事上の改善点	22
Ⅳ	家庭生活及び主婦の健康	22
1	住居と事業所の関係	22
2	家事担当者	23
3	主婦が病気等の場合の家事担当者	24
4	主婦が就業中の子供の世話	24
5	主婦の健康状態	25
6	疲れた時や気分の悪い時の休養	25
7	家業従事による不足時間	26
Ⅴ	生活時間調査結果	27
1	1日の生活時間	29
2	生理的生活時間	30
3	収入生活時間	32
4	家事的な生活時間	32
5	社会的、文化的生活時間	33
 (付 録)		
	調査票等	37

統 計 表 目 次

第 1 表	対象者の年令	7
第 2 表	家族員数及び家族形態	7
第 3 表	子供の数	8
第 4 表	子供の学令区分	8
第 5 表	家業外に就業する家族員数	8
第 6 表	事業所の業種	9
第 7 表	事業所の全従業者数	9
第 8 表	事業所の家族従業者数（事業主を除く）	10
第 9 表	事業所の雇用者数	10
第 10 表	事業所の住込従業者数	11
第 11 表	就業状態	12
第 12 表	就業時間(1)	13
第 13 表	就業時間(2)	13
第 14 表	仕事の内容	14
第 15 表	資格、免許等の有無及び種類	14
第 16 表	現在の家業就業年数	15
第 17 表	報酬の有無	15
第 18 表	報酬の金額	16
第 19 表	報酬の使用程度	16
第 20 表	休日の有無	17
第 21 表	休日の仕事（家業）の有無	17
第 22 表	3 年前と現在の仕事（家業）の内容、働く時間、休日回数 の比較	18
第 23 表	過去 1 年間における仕事（家業）によるけが及び交通事故 の有無	19
第 24 表	過去 1 年間における仕事（家業）によるけが及び交通事故 で休んだ日数	19
第 25 表	産前産後の休業の有無	20
第 26 表	産前産後の休業日数	20
第 27 表	家業従事の原因	21
第 28 表	家業従事継続の意思	21

第29表	家業従事をやめた場合したい内容	21
第30表	家業従事上の改善点	22
第31表	住居と事業所の関係	22
第32表	家事担当者	23
第33表	主婦が病気等の場合の家事担当者の有無	24
第34表	主婦が就業中の子供の世話	24
第35表	主婦の健康状態	25
第36表	疲れた時や気分の悪い時の休養の有無	26
第37表	疲れた時や気分の悪い時休養できない理由	26
第38表	家業従事による不足時間の有無	27
第39表	1日の生活時間	30
第40表	生理的生活時間	31
第41表	起床時刻	31
第42表	就床時刻	31
第43表	収入生活時間	32
第44表	家事的な生活時間	33
第45表	社会的、文化的生活時間	33

調 査 の 概 要

1 調 査 目 的

この調査は、卸売業、小売業の小規模事業所において、妻が家族従業者として就労しているものにつき、その就労の実態および家庭生活等への影響を明らかにし、あわせて家族従業に関する妻の意識を把握して、家族従業者福祉対策の基礎資料とするものである。

2 調 査 地 域

全 国

3 調 査 対 象

日本標準産業分類大分類による卸売業、小売業に属し、昭和44年事業所統計調査より抽出した、常用労働者1～4人を雇用する民営事業所1,500事業所の事業主の妻で、家業に従事しているもの。但し、調査時において、雇用労働者数が多少増減していた事業所は、調査対象としたが、転廃業したもの、事業主の妻が家業に従事していないものは、調査対象から除外し、回収有効数は995名である。

4 調 査 時 期

昭和46年1月～2月

5 調 査 方 法

面接法（各都道府県婦人少年室職員及び婦人少年室長の委嘱する調査員による。）

6 調 査 項 目

- (1) 事業所に関する事項
- (2) 家族構成に関する事項
- (3) 本人に関する事項
- (4) 本人の就労に関する事項
- (5) 家庭生活に関する事項

- (6) 健康に関する事項
- (7) 本人の意識に関する事項
- (8) 生活時間に関する事項（対象者の1部に実施）

7 調査機関

労働省婦人少年局

調 査 結 果 の 概 要

1 対象者に関するもの

対象者は30才代、40才代の者が多く、平均年齢41.3才であり、家族員数は平均4.7人となっている。子供の数は2人という者が最も多く全体の4割を占め、子供がある者のうち、学令前の子供を持っている者は三分の一である。

2 事業所に関するもの

対象事業所の業種は、卸売業14.9%、小売業67.4%、飲食店16%である。

1事業所あたりの全従業員数は平均4.7人であり、平均家族従業員数は1.7人となっており、過半数の事業所では、事業主のほか妻1人が家業に従事している。また、雇用者のいる事業所は約7割で平均人員は、2人であり、このうち、パートタイマーを雇用している事業所は全体の2割で平均人員は0.4人である。

3 妻の家業就業に関するもの

対象者の9割強は毎日家業に従事しており、1日の平均就業時間(実働)は8時間32分である。産業別にみた妻の就業時間は、飲食店が最も長く平均10時間38分であり、次に、小売業(平均10時間9分)が長く、卸売業(平均8時間35分)が一番短くなっている。なお、妻の就業時間を45年実施の「製造業女子家族従業員の生活実態に関する調査」結果と比較すると、卸売、小売業従事者である妻の方が、平均就業時間は2時間26分長くなっている。

妻が従事している仕事は、「雑用」が最も多く、次に、「販売」の仕事に従事している者が多い。

妻の資格、免許等の取得状況は、対象者の三分の一がなんらかの資格や免許等を持っており、そのうち、自動車運転免許を持っている者が一番多く、全体の2割を占めている。

妻の家業就業歴は、10年以上の者が最も多く過半数を占め、次に、「1年～5年未満」の者が2割である。

対象者の6割強は、働いた報酬を得ており、その平均月額は、27,489円である。

対象者の7割以上が定期的に休日があり、休日がきまっていない者は2割弱であり、1割弱の者には全然休日がない。定期的に事業所に休日があっても、その三分の一のもの

のは休日にも事業所の仕事をしている。

3年前と現在の仕事の状況を比較すると、「変らない」と答えた者が対象者の約半数で、約2割の者が仕事の状況は良くなったと答えているが、約1割の者は仕事の状況が悪くなったと答えている。

調査時点より過去1年間において、仕事によるけがや交通事故にあったことのあるものは、対象者の2.2%である。

出産による産前産後の休業の状況は、産前に、家業を休んだ者は2割にすぎず、平均休業日数は21.7日である。産後では、大部分の者が家業を休んでおり、平均休業日数は31.2日である。

妻が家業に従事している理由は、「働くのが当然だから」と答えた者が最も多く(66.3%)、次に、「求人難で従業員が得られないから」(35.9%)、「人件費の節約になるから」(31.3%)、「働くのが好きだから」(21.7%)となっている。

家業にこれからもひきつづき従事しようと思っている者は、対象者の8割であり、1割強の者がやめたいと思っている。

妻が家業に従事することについて改善したい点があると思っている者は、対象者の4割で、改善したい事項は、「家業と家庭生活の分離」、「労働時間について」、「休日について」等である。

4 家庭生活及び主婦の健康に関するもの

対象事業所の約8割は、事業所が住居と同じ建物又は同じ敷地にある。

対象者の大部分は家事を担当しているが、家事担当者である妻が病気や出産等のため家事ができない場合は、一緒に住んでいる家族の者が家事を担当している。

学令前の子供を持つ対象者が就業している間の子供の世話は、約半数の者が「自分が仕事をしながらみる」と答えており、4割強の者は、対象者の母親や姑に子供の面倒をみてもらったり、保育所にあずけたりしている。一方、「子供の面倒をみる人が誰もいない」と答えた者が、わずかながらみられる。

主婦の現在の健康状態は、大部分の者が健康である。仕事でひどく疲れた時や気分が悪い時に休養できる者は、対象者の6割である。しかし、4割の者は「休みにくい」と回答しており、その理由は、「家業が忙しいから」という者が最も多い。

対象者の大部分は、家業に従事しているために不足している時間があり、その不足時間は、「趣味、教養、娯楽」、「家族の団らん」、「家事、育児」等の時

間である。

6 主婦の生活時間

卸売、小売業に従事する妻の生活時間構造は、「生理的生活時間」10時間、「収入生活時間」8時間47分、「家事的な生活時間」4時間3分、「社会的、文化的生活時間」1時間10分となっている。

飲食店に従事する妻の生活時間は、卸売、小売業従事の妻に比べて、収入生活時間が2時間近く多く、一方、家事的な生活時間は1時間近く少なくなっている。

注) 主婦の生活時間については、本調査対象者の一部(147名)に対し、別途、生活時間調査表(P40参照)をもって面接調査を実施した。

したがって、本調査の「調査結果の概要」中、3“妻の家業就業に関するもの”のうち、＜就業時間＞の時間数とは、多少の差がみられる。

用語等の説明

本調査に使用した用語等は、下記の説明に従った。

- 「卸売業・小売業」とは、商品を仕入れて販売している事業所（卸売、小売、製造問屋、製造小売など）をいう。すなわち、
 - A 商品の販売業務を主とするもの。
 - B 他人のために商品売買の代理、仲立を行なうもの。
 - C 製造した商品を、その場で一般消費者を対象として、小売販売するもの。
 - D 自らは製造を行わず、自己所有の原材料を下請に出し、その製品を自己の名称で販売する製造問屋。
 - E 商品を販売し、かつ関連商品の修理も行なっているもの。
 - F 鉾工業会社の営業所、出張所などで、自己の会社の製品の販売を専業としているもの。
- 産業の種類は、卸売業、小売業の中で女子実族従業者が多い業種に区分（詳細は付録「卸売業、小売業分類表」参照）した。
- 「事業主」とは、事業を事実上管理するものをいう。個人経営の事業所では個人業主、法人組織事業所の場合は、実質的にその法人を代表するもの、通例社長をさす。
- 「家族従業者」とは、事業主と同居する家族ならびに親族（本人及び配偶者の兄弟、姉妹、伯叔父母、甥、姪など）で、有給、無給を問わず、その事業所の仕事に従事するものをいう。（仕事の内容及び従事の程度は問わない。）
- 「雇用者」とは、常用、臨時、日雇、パートタイマーを問わず、その対象事業所を働き場所として、在籍しているものすべてを含む。ただし、事業主及び家族従業者は除く。
- 「住込従業員」とは、本調査では、事業主の住宅内、または、事業所の構内に常時居住している雇用者で、かつ、原則として、毎日1回以上食事の支給を受けているものをいう。食費や部屋代を払っているか否かは問わない。なお、同居の家族ならびに親族従業員は、住込従業員とはみなさない。
- 在籍就業者は、昭和46年1月16日現在で、対象事業所に働くもの全数、すなわち、事業主、家族従業者及び雇用者等の数の合計をとった。

調 査 結 果

I 調査対象者の概況

1 対象者の年齢

対象者の年齢は、平均年齢が41.3才であり、年齢階層別では、30才代が最も多く、全体の三分の一（33.5%）を占め、次に、40才代（29.3%）で、50才代（17.9%）、29才以下（13.2%）、60才以上（5.7%）の順になっている。（第1表）

第1表 対象者の年齢

総 実 数	数 %	29才 以 下	30才代	40才代	50才代	60才 以 上	不 明	平均年齢
995	1000	132	335	293	179	57	04	41.3才

2 家族構成

対象者の家族構成は、平均家族員数が4.7人であり、4人家族及び5人家族がそれぞれ四分の一を占め、次に、6人家族及び3人家族がそれぞれ15%、7人以上家族11%、2人家族7%となっている。

家族形態は、夫婦だけか夫婦と子供からなる基本世帯が58.6%、その他の世帯が41.2%である。（第2表）

注）「基本世帯」とは、夫婦だけ、又は、夫婦と子供からなる世帯である。

「その他の世帯」とは、親、兄弟、孫等を含む世帯である。

第2表 家族員数及び家族形態

家 族 員 数									家 族 形 態		
総 実 数	数 %	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人 以 上	平 均 人 数	基 本 世 帯	そ の 他 の 世 帯	不 明
995	1000	67	154	257	256	155	111	4.7	586	412	02

3 子供の数及び子供の学令区分

対象者の853%は子供があり、子供の数は2人が386%と最も多く、1人225%、3人197%、4人41%となっている。(第3表)

学令区分別にみると、学令前の子供がいる者は349%であり、小学生が354%、中学生が223%、高校生以上の子供がいる者は463%となっている。(第4表)

第3表 子供の数

総 数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上
実 数	%						
995	1000	143	225	386	197	41	08

第4表 子供の学令区分

子供のある人総数		学令前	小学生	中学生	高校生以上
実 数	%				
853	1000	349	354	223	463

注) 多答のため各項の計は100%をこえる。

4 家族員の家業外就業者

対象者の家族のうち、家業以外の仕事についている者がいるという家族は193%であり、家業外就業者の全然いない家族が大部分を占めている。

家業外就業者数は、1家族に1人が13%と最も多く、平均員数は0.3人となっている。(第5表)

第5表 家業外に就業する家族員数

総 数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	平 均
実 数	%						以 上	員 数
995	1000	807	130	41	1.1	0.6	0.5	0.3人

Ⅱ 事業所の状況

1 業 種

対象事業所の業種は、飲食料品小売業が最も多く全体の約3割を占めており、次に、飲食店16%、卸売業14.9%、織物、衣服身のまわり品小売業9.5%、家具、建具、什器小売業3.7%となっている。（第6表ならびに付録「卸売業・小売業分類表」参照）

第6表 事業所の産業

総 実 数	数 %	卸売業	織物、衣服 身のまわり 品小売業	飲食料品 小 売 業	飲 食 店	家具、建具 什器小売業	その他 小売業	不 明
995	1000	149	95	294	160	37	248	1.7

2 全従業者数

事業所の事業主、家族従業者、雇用者を含めた全従業者数は、1事業所当り平均4.7人であり、人数分布別では、4人が最も多く26.1%、次に、6人以上25.1%、3人19.0%、5人17.5%、2人12.3%となっている。

これを45年に調査を実施した「製造業女子家族従業者の生活実態調査」結果と比較すると、製造業では、全従業者数が6人以上の事業所が最も多く33.6%を占め、また、平均従業者数は5.1人となっており、卸売、小売業の方が、従業者数からみた事業所規模は小さいといえる。（第7表）

第7表 事業所の全従業者数

産 業	総 数		2 人	3 人	4 人	5 人	6 人 以 上	平均員数
	実 数	%						
卸売業 小売業	995	1000	123	190	261	175	251	4.7人
(製造業)	(1222)	(1000)	(105)	(177)	(215)	(166)	(336)	(5.1)

注) ()内は、労働省婦人少年局が45年実施した「製造業女子家族従業者の生活実態に関する調査」結果である。

3 家族従業者数

事業主を除いた家族従業者数は、1人の事業所が57.5%と過半数を占め、次に2人23.9%、3人15.0%、4人3.0%となっており、1事業所当り平均家族従業者数は、1.7人である。(第8表)

第8表 事業所の家族従業者数(事業主を除く)

総 数		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人 以 上	不 明	平均員数
実 数	%							
995	1000	57.5	23.9	15.0	3.0	0.5	0.1	1.7人

4 雇 用 者 数

雇用者が全然いない事業所は27.7%であり、雇用者数1人又は2人の事業所がそれぞれ20.2%、22.2%となっており、平均雇用者数は2人である。

雇用者を一般従業員、パートタイマー別にみると、その割合は8対2になっている。一般従業員を全然雇用していない事業所は35.9%であり、一般従業員数2人が20.8%、1人19.8%、3人10.8%となっている。また、対象事業所の2割がパートタイマーを雇用しており、その員数は、パートタイマー1人を雇用している事業所が全体の10.2%、2人4.3%、3人2.1%となっている。(第9表)

雇用者のうち、住込従業者がいる事業所は約2割であり、住込従業者数は、1人という事業所が全体の1割で、平均0.4人となっている。(第10表)

第9表 事業所の雇用者数

区 分		総 数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人 以 上	平 均 員 数
		実 数	%							
対 象 数		995	1000	27.7	20.2	22.2	12.0	7.4	10.5	2.0人
雇 用 形 態	一般従業員	995	1000	35.9	19.8	20.8	10.8	6.1	6.6	1.6
	パートタイマー	995	1000	8.20	10.2	4.3	2.1	0.4	1.0	0.4

注) 対象事業所は、原則として常雇4人以下の事業所を昭和44年事業所統計調査より抽出したものであるが、調査実施の際は、昭和46年1月16日現在の在籍者数をとったので、人員が増減した事業所があり、その結果、雇用者5人以上の事業所が存在する。

(注)
第10表 事業所の住込従業者数

総 実 数	数 %	0 人	1 人	2 人	3 人	4人以上	平均員数
995	1000	791	102	66	25	1.6	0.4人

注) 第9表「一般従業員」の内数である。

Ⅲ 妻の家業就業

1 就業状態

対象者の9割強は毎日家業に従事しており、その就業状態は、「雇用者以上」という者が全体の34.3%で最も多く、次に、家事の合間などに「随時」に働くという者が31.9%となっており、「雇用者と同じ」という者は25.7%である。これを年齢別にみると、30才代、40才代、50才代では、「雇用者以上」という者が最も多くなっているが、29才以下及び60才以上の者は、「雇用者と同じ」という者が最も多い。

これを前年実施した製造業家族従業者である妻と比較すると、毎日家業に従事する者は、卸売、小売業従事者である妻の方が多く、その就業状態が「雇用者と同じ」と「雇用者以上」を合計した者の割合は、20%近く多くなっている。一方、不定期に働く者は、製造業従事者である妻の方が10%余多くなっている。(第11表)

注) 不定期とは、都合のよい日だけとか、仕事の繁忙時だけに家業に従事するなどの状態をいう。

第 11 表 就 業 状 態

区 分		総 数		毎 日 就 業					不定期 に就業
		実 数	%	小 計	雇用者と同じ	雇用者以上	随 時	不 明	
計		995	100.0	92.1	25.7	34.3	31.9	0.2	7.9
(製造業)		(1,222)	(100.0)	(81.1)	(41.2)		(39.9)		(18.9)
年 令	29才以下	131	100.0	91.6	30.6	22.1	38.9		8.4
	30～39才	333	100.0	92.8	22.8	38.5	31.5		7.2
	40～49才	292	100.0	93.8	27.1	34.9	31.5	0.3	6.2
	50～59才	178	100.0	89.3	24.2	35.9	28.6	0.6	10.7
	60才以上	57	100.0	87.7	29.8	28.1	29.8		12.3
	不 明	4	100.0	100.0	25.0	50.0	25.0		

注) ()内については第7表(注)参照。

2 1日の就業時間

対象者のうち、毎日事業所で働く者の1日の実働時間は、10時間以上が43.5%と半数近くを占め、8時間以上10時間未満26.1%、4時間以上6時間未満11.3%、6時間以上8時間未満10.9%となっており、平均就業時間は8時間32分である。

就業時間を就業状態別にみると、就業状態が「雇用者と同じ」という者の就業時間は、8時間以上10時間未満が54.3%と過半数であり、平均就業時間は8時間37分となっている。就業状態が「雇用者以上」と答えた者では、その8割強が10時間以上働いており、平均就業時間は11時間5分となっている。一方、「随時」に働くに答えた者の平均就業時間は、5時間41分と短くなっているが、家事の合間などに「随時」に働くにもかかわらず、「随時」に働くに答えた者の31.5%は8時間以上働いており、卸売、小売業に従事する妻の特殊な就業状態がうかがわれる。(第12表)

就業状態が「雇用者と同じ」又は「雇用者以上」と答えた者の就業時間を業種別にみると、次のとおりである。

卸売業では、その6割強の者が8時間以上10時間未満働いており、平均就業時間は8時間35分となっているが、小売業では、10時間以上12時間未満働く者が最も多く36.2%となっており、平均就業時間は10時間9分である。また、飲食店では、12時間以上働いている者が最も多く38.6%であり、平均就業時間は

10時間38分となっており、飲食店従事者である妻の就業時間が最も長く、つぎが小売業従事者である妻、卸売業従事者である妻の順になっている。(第13表)

参考までに製造業従事者である妻の就業時間と比較すると、卸売、小売業従事者である妻の方が、平均就業時間で2時間26分長く働いている。

第12表 就 業 時 間 (1)

区 分	毎日就業している人総数		2時間	2時間～4時間	4～6	6～8	8～10	10時間以上	不明	平均時間
	実 数	%	未 満	未 満	6	8	10	以 上		時間 分
計	916	100.0	1.4	5.3	11.3	10.9	26.1	43.5	1.5	8.32
(製造業)	(1,222)	(100.0)	(4.7)	(14.6)	(23.6)	(19.2)	(24.9)	(12.6)	(0.4)	(6.06)
就 業 者 と 同 じ 雇 用 者 以 上	256	100.0			3.5	12.5	54.3	28.9	0.8	8.37
雇 用 者 以 上	341	100.0		0.3		1.7	13.5	83.6	0.9	11.05
状 態 不 明	317	100.0	4.1	15.1	29.7	19.6	17.0	12.3	2.2	5.41
不 明	2	100.0							100.0	

注) () 内については、第7表(注)参照。

第13表 就 業 時 間 (2)

区 分	雇用者と同じ又はそれ以上就業している人総数		6時間	6時間～8時間	8～10	10～12	12時間以上	不明	平均時間
	実 数	%	未 満	未 満	10	12	以 上		時間 分
計	597	100.0	1.7	6.3	31.0	33.2	27.0	0.8	10.02
卸売業	74	100.0	1.3	12.2	62.2	18.9	5.4		8.35
小売業	384	100.0	1.0	5.2	28.9	36.2	27.6	1.1	10.09
飲食店	127	100.0	2.4	5.5	18.9	33.8	38.6	0.8	10.38
不 明	12	100.0	16.6	16.7	33.3	16.7	16.7		8.27

3 仕 事 の 内 容

対象者が従事する仕事の内容は、「自分が主になってする」仕事としては、雑用が最も多く過半数(51.8%)を占め、次に、販売(44.3%)、経理一般事務(28.8%)が多く、妻が主になってする仕事は、雑用、販売、経理一般事務に集

中している。これに対し、対象者が「補助的にする」仕事としては、同じく雑用（22.5%）、販売（21.2%）、経理一般事務（18.9%）が比較的多いが、前者はこの三職種に集中せず、妻が補助的にする仕事は、各種の仕事に平均的に分散しているところに特色がみられる。（第14表）

第14表 仕事の内容

区 分	総 数		労 務 管 理	金 融 資 金 繰	経 理 一 般 事 務	仕 入	販 売	配 達 出 前	調 理	給 仕	雑 用	その他
	実 数	%										
自分が主になつてする	995	100.0	10.0	7.2	28.8	12.6	44.3	4.1	13.8	9.6	51.8	4.8
自分が補助的にする	995	100.0	13.4	10.6	18.9	15.7	21.2	12.9	7.1	5.4	22.5	2.9

4 資格、免許等の取得状況

対象者の三分の一は、なんらかの資格や免許等を持っており、そのうち自動車運転免許を持っている者が一番多く、全体の2割を占めている。次に、ソロバンの資格を持っている者が7.9%であり、調理師3.9%、簿記3.3%となっている。

（第15表）

第15表 資格・免許等の有無及び種類

総 数		あ り								特になし	不 明
実 数	%	小 計	ソロバン	簿 記	調理師	栄養士	タイブ	自 動 車 運 転 免 許	そ の 他		
995	100.0	35.1	7.9	3.3	3.9	1.1	1.5	20.5	6.0	64.4	0.5

注）資格、免許等「あり」の内容は多答である。

5 現在の家業就業歴

対象者が現在の家業に従事している年数は、10年以上が最も多く過半数を占め、次に、1年以上5年未満の者が2割となっており、1年未満の者は1割である。

（第16表）

第16表 現在の家業就業年数

総 数		1年未満	1年～ 5年未満	5 ～ 10	10年以上	不 明
実 数	%					
995	1000	98	205	166	528	03

6 報酬の有無とその使用程度

(1) 報酬の有無及び報酬額

働いた報酬をその多少にかかわらず実際にもらっているかどうかについてみると、報酬をもらっている者が全体の6割を占め、そのうち毎月定期的にもらっている者は全体の過半数である。一方、全然報酬をもらわない者が三分の一いる。(第17表)

報酬をもらっている者の1カ月の平均金額をみると、3万円以上もらっている者が最も多く38.5%であり、2万円以上2万5千円未満18.2%、1万円以上1万5千円未満11.8%となっており、平均月収額は27,489円である。

定期的に報酬をもらっている者の平均月収額は29,652円であり、3万円以上43.5%、2万円以上2万5千円未満19.1%である。不定期にもらっている者の場合、1万円以上1万5千円未満が最も多く25.7%であり、平均月収額は14,731円となっている。(第18表)

参考までに、前年実施した製造業従事者の妻の平均月収金額は18,938円で、本年調査の卸売業・小売業(27,489円)のほうが現金額としては高い。しかし、^(注)過去1年間の物価上昇率(6.7%)ならびに卸売業・小売業のほうが就業時間が長いこと(1日当り2時間26分)を考慮すべきであろう。

(注) 総理府統計局「消費者物価指数」による本調査実施期(昭和46年2月)と、前年調査時期(昭和45年2月)の上昇率。

第17表 報 酬 の 有 無

総 数		あ り			な し	不 明
実 数	%	小 計	定 期	不 定期		
995	1000	655	546	109	341	04

第18表 報酬の金額

区 分	報酬を受けている者総数		5,000 円	5,000 円 10,000 円	10,000 ～ 15,000	15,000 ～ 20,000	20,000 ～ 25,000	25,000 ～ 30,000	30,000 円 以 上	不 明	平 均 金 額
	実 数	%	未 満	未 満							円
計	652	100.0	2.2	9.5	11.8	6.7	18.2	9.4	38.5	3.7	27,489
毎月定期的 にもらう	543	100.0	1.7	7.5	9.0	7.2	19.1	10.9	43.5	1.1	29,652
不 定 期 にもらう	109	100.0	4.6	19.2	25.7	4.6	13.8	1.8	13.8	16.5	14,731

(2) 報酬の使用程度

報酬をもらっている者の9割以上は、報酬を自分自身のことに使えると答えているが、そのなかで報酬の全部を自分自身のことに使える者は37.9%であり、少ししか使えない者が22.3%いる。一方、報酬を毎月定期的にもらっている者では、報酬の全部を自分自身のことに使える者が35.3%であるが、不定期にもらっている者では50.5%となっている。(第19表)

第19表 報酬の使用程度

区 分	報酬ありの人総数		自分自身のことに使える					使 え な い	不 明
	実 数	%	小 計	全 部 使える	大部分 使える	半分位 使える	少ししか 使えない		
計	652	100.0	95.3	37.9	15.0	20.1	22.3	4.1	0.6
毎月定期的 にもらう	543	100.0	95.0	35.3	14.7	20.3	24.7	4.6	0.4
不定期にも もらう	109	100.0	96.4	50.5	16.5	19.3	10.1	1.8	1.8

ア 休 日

家業に従事する妻にきめられた休日があるか否かをみると、7割以上が定期的に休日があり、休日回数は、週1日43.3%、週1日未満22.8%、週1日以上6.6%となっている。また、休日がきまっていない者が2割弱であり、休日が全然ない者が1割弱である。(第20表)

きめられた休日に事業所の仕事をするかどうかをみると、全然ない者

が約半数であるが、「たまにある」を含めて休日に仕事をする者が三分の一みられ、定期的に休日があっても、その休日にゆっくり休養できない妻もいることがうかがわれる。(第21表)

製造業従事者である妻の休日と比較すると、「定期的に休日あり」と答えた者の割合は、卸売、小売業従事者である妻の方がわずかに(1.4%)であるが多くなっているが、その内訳をみると、休日回数「週1日以上」という者が4.1%多くなっている一方、隔週休日などのように、休日が「週1日未満」という者の割合も1.7%高くなっており、休日の回数は、卸売、小売業従事者である妻の方が少なくなっている。

休日に家業の仕事をするかどうかを前年調査結果と比較すると、製造業従事者である妻では、その9割強の者が、休日に家業の仕事は「全然ない」又は「ほとんどない」と答えており、事業所が休日にもかかわらず家業の仕事をする者は6%にすぎないのに対し、卸売、小売業従事者である妻では、休日に仕事をする者は、「たまにする者」を含めて36.5%となっている。つまり、卸売業、小売業では、事業所の定休日においても、家業に従事せざるを得ない営業形態が、妻に休日に就業させているのではないかとみられるのである。

第20表 休日の有無

産 業	総 数		定期的な休日あり					きまってい ない	休日なし
	実 数	%	小 計	週1日以上	週 1 日	週1日未満 (隔週など)	不 明		
卸売業 小売業	995	100.0	72.8	6.6	43.3	22.8	0.1	18.1	9.1
(製造業)	(1,222)	(100.0)	(71.4)	(2.5)	(57.7)	(11.1)	(0.1)	(21.2)	(7.4)

注) () 内については第7表(注)参照。

第21表 休日の仕事(家業)の有無

定期的に休日ありの 人 総 数		あ る	た ま に あ る	ほ と ん ど な い	全 然 な い	不 明
実 数	%					
724	100.0	14.4	22.1	14.1	47.8	1.6

8 3年前と現在の仕事（家業）の比較

現在の仕事（家業）の内容や、働く時間、休日の状況を3年前と比較してその変化をみると、半数前後の者が「変らない」と答えている。また、仕事の内容が楽になった者24.2%、働く時間が短くなった者20.5%、休日の回数が増えた者21.3%となっており、対象者の2割の者が、3年前に比べて現在の仕事の状況が良くなったと回答している。一方、3年前に比べて、仕事の内容が辛くなった者17.9%、働く時間が長くなった者13.9%、休日回数が減った者3.6%となっており、約1割の者は3年前に比べて仕事の状況が悪くなったと答えている。（第22表、(2)、(3)）

第22表 3年前と現在の仕事（家業）の内容の比較

総 数		楽になった	辛くなった	変らない	3年前には仕事に従事していなかった	不明
実 数	%					
995	100.0	24.2	17.9	48.1	9.2	0.6

第22表の(2) 3年前と現在の働く時間の比較

総 数		短くなった	長くなった	変らない	3年前には仕事に従事していなかった	不明
実 数	%					
995	100.0	20.5	13.9	56.1	8.9	0.6

第22表の(3) 3年前と現在の休日回数の比較

総 数		増えた	減った	変らない	3年前には仕事に従事していなかった	不明
実 数	%					
995	100.0	21.3	3.6	64.5	9.0	1.6

9 仕事（家業）によるけが及び交通事故

調査時点より過去1年間において、仕事中にけがをしたり、家業の用事で外出し

た時に交通事故にあったことがある者は2.2%である。事故の内容は、職場でのけがが全体の1.1%であり、交通事故が0.8%である。(第23表)

仕事によるけがや交通事故のため、大部分の者(86.4%)が家業を休んでおり、家業を休まなかった者は13.6%である。(第24表)

第23表 過去1年間における仕事(家業)によるけが及び交通事故の有無

総 数		あ り				な し	不 明
実 数	%	小 計	職場でのけが	交通事故	そ の 他		
995	100.0	2.2	1.1	0.8	0.3	97.3	0.5

第24表 過去1年間における仕事(家業)によるけが及び交通事故で家業を休んだ日数

仕事によるけが及び交通事故ありの人総数		1日～3日	4日以上	休まない
実 数	%			
22	100.0	9.1	77.3	13.6

10 産前産後の休業

学令前の子供のある者が、調査時点にもっとも近い出産時において、家業を休んだかどうかをみると、産前では、過半数の者(62.8%)が休んでおらず、休んだ者は2割にすぎない。一方、産後では、大部分の者(85.2%)が休んでいるが、休まなかった者がわずかに(3.7%)ながらみられる。(第25表)

家業を休んだ日数は、産前では、「7～13日」が最も多く(33.8%)、過半数の者(58.8%)は20日以内であり、平均21.7日となっている。産後では、「28～34日」が最も多く(34.6%)、平均31.2日である。(第26表)

産前、産後の休業の有無を、製造業従事者である妻と比較すると、卸売、小売業従事者である妻の方が、「休まなかった」者の割合が、産前では10.4%、産後では2.2%高くなっている。

第25表 産前産後の休業の有無

産 業	学令前の子供のある人の総数		産 前				産 後			
	実 数	%	休んだ	休まなかった	当時は家業に従事せず	不 明	休んだ	休まなかった	当時は家業に従事せず	不 明
卸売業 小売業	298	100.0	22.8	62.8	12.4	2.0	85.2	3.7	9.4	9.4
(製造業)	(338)	(100.0)	(35.5)	(52.4)	(11.8)	(0.3)	(87.0)	(1.5)	(11.2)	(0.3)

注) ()内については、第7表(注)参照。

第26表 産前産後の休業日数

区 分	休んだ人総数		1～	7～	14～	21～	28～	35～	42日	不 明	平 均
	実 数	%	6日	13日	20日	27日	34日	41日	以 上		
産 前	68	100.0	11.8	33.8	13.2	2.9	20.6	1.5	8.8	7.4	21.7
産 後	254	100.0	1.2	15.4	18.9	16.9	34.6	1.6	9.8	1.6	31.2

11 家業従事の理由

妻が家業に従事している理由をみると、「働くのが当然だから」と答えた者が最も多く66.3%であり、次に、「求人難で従業員が得られないから」35.9%。

「人件費の節約になるから」31.3%、「働くのが好きだから」21.7%となっている。

これを前年調査と比較すると、製造業従事者である妻の場合も、家業従事の理由は同じような傾向を示しているが、「求人難で従業員が得られない」という理由をあげた者の割合が15.1%高くなっている。一方、「働くのが当然」、「働くのが好き」という理由をあげた者は、卸売、小売業従事者である妻の方が、それぞれ8.7%、3.7%高くなっており、家業従事に対する態度はより積極的といえる。(第27表)

は し が き

労働省婦人少年局では、家族労働者の実態を把握し、その福祉対策に資するため、

昭和45年、製造業小規模事業所に、家族従業者として働く妻の生活実態に関する調査を実施したところであるが、引続き本年は、卸売業、小売業の小規模事業所において、家族従業者として働く妻の生活実態に関する調査を実施した。

この調査結果が家族従業者福祉問題に関心をもたれるかたがたの参考になれば幸いである。

調査の実施にあたって、ご協力いただいた対象者をはじめ、関係各位に厚く御礼申し上げます。

昭和46年8月

労働省婦人少年局

第27表 家業従事の理由

産 業	総 数		求人難で従 業員が得ら れない	人件費の節 約になる	働くのが 当 然	収 入 が ほ しい	働くのが 好 き	そ の 他	不 明
	実 数	%							
卸 売 業 小 売 業	995	100.0	35.9	313	66.3	128	217	5.8	0.2
(製造業)	(1,222)	(100.0)	(510)	(346)	(57.6)	(141)	(180)	(6.4)	

注) 1 多答のため各項の計は100%をこえる。

2 ()内については、第7表(注)参照。

12 家業従事継続の意思

家業にこれからも従事しようと思っているかどうかは、対象者の8割以上がずっと従事しようと思っており、約1割強の者ができればやめたいと思っている。(第28表)

家業従事を「できればやめたい」又は「ぜひやめたい」と思っている者は、やめた場合に何をしたいか、その内容をみると、家事・育児に専念したいと思っている者が47.5%、趣味を生かしてゆつくりくらしたい者34.4%であり、他の仕事をしたいという者は9.8%である。(第29表)

第28表 家業従事継続の意思

総 数		ずっと従事 しようと思う	できれば やめたい	ぜひ やめたい	わ か ら な い	不 明
実 数	%					
995	100.0	837	11.2	1.1	3.9	0.1

第29表 家業従事をやめた場合したい内容

家業従事をやめたい 人 総 数		家事・育児 に 専 念	趣味を生か してくらす	他の仕事 をする	そ の 他	不 明
実 数	%					
122	100.0	47.5	34.4	9.8	11.5	2.5

注) 多答のため各項の計は100%をこえる。

13 家業従事上の改善点

主婦が家業に従事することについて改善したい点があると思っている者は399%であり、改善したい点はないと思っている者が386%である。

改善したい事項は、「家業と家庭生活の分離について改善したい」と思っている者が最も多く42.1%であり、次に、「労働時間について」32.2%、「休日について」29.7%となっている。(第30表)

第30表 家業従事上の改善点

総 数		あ る							な い	わ か ら な い	不 明
実 数	%	小 計	労働時間 について	報酬 について	休日 について	家業と家庭 生活の分離 について	そ の 他	不 明			
995	100.0	39.9 (100.0)	12.9 (32.2)	4.6 (11.6)	11.9 (29.7)	16.8 (42.1)	5.3 (13.4)	0.1 (0.3)	38.6	21.1	0.4

注) ()内は家業従事上の改善点があると回答した者を100とした数字であるが、多答のため各項の計は100%をこえる。

IV 家庭生活及び主婦の健康

1 住居と事業所の関係

住居と事業所の分離状況をみると、同じ建物内に住居と事業所があるものが多く、70.2%をしめている。同じ敷地内であるが別棟になっているものが6.8%となっており、住居と事業所が全く別の地域にあるのは約2割である。参考までに前年調査(製造業)と比較すると卸売業、小売業のほうが同じ建物内に住居と事業所があるものが多い。(第31表)

第31表 住居と事業所の関係

産 業	総 数		同じ建物内	同敷地内 の 別 棟	全く別の 地 域	そ の 他
	実 数	%				
卸 売 業 小 売 業 (製造業)	995 (1222)	1000 (1000)	702 (516)	68 (313)	228 (162)	02 (09)

注) ()内については第7表(注)参照。

2 家事担当者

家事の担当者は、家族従業者である妻が92.5%とほとんどであるが、妻の母又は姑が14.8%、娘が6.6%ある。

年令別にみると、若年層では妻の母又は姑が家事を担当している割合が高く(29才以下19.8%、30才代24.3%)、高年令層では娘が家事を担当する割合が高くなっている。(50才代15.7%、60才以上21.1%)(第32表)

家事担当者を前年調査結果と比較すると、家業が製造業の場合も、家事担当者は、家業従事者である妻が大部分(87.2%)であるが、その占める割合は、家業が卸売、小売業の場合よりわずかながら少なくなっており、反対に、娘が家事を担当しているという者の割合が高くなっている。

第32表 家事担当者

区 分	総 数		妻	妻 の 母 姑	娘	そ の 他	不 明
	実 数	%					
計	995	100.0	925	148	66	103	06
(製造業)	(1222)	(100.0)	(872)	(127)	(126)	(27)	(21)
年	29才以下	131	100.0	954	198	61	15
		(127)	(100.0)	(819)	(244)	(31)	(08)
	30～39才	333	100.0	946	243	03	36
		(384)	(100.0)	(904)	(188)	(16)	(29)
令	40～49才	292	100.0	966	120	86	03
		(424)	(100.0)	(908)	(116)	(108)	(24)
	50～59才	178	100.0	860	22	157	242
		(216)	(100.0)	(801)	(92)	(315)	(19)
60才以上		57	100.0	737		21.1	474
		(68)	(100.0)	(779)	(15)	(44.1)	(15)
不 明	4	100.0	750	250			
	(3)	(100.0)	(100.0)				

注) 1. 多答のため各項の計は100%をこえる。

2. ()内については第7表(注)参照。

3 主婦が病気等の場合の家事担当者

家事担当者である主婦が病気や出産等により家事ができない時、家事の手がわりがある者は85.8%であり、「特にあてはない」者は9.8%である。

主婦の代りに家事を担当する者は、一緒に住んでいる夫、母、姑又は子ども等の家族の者が最も多く53.5%であり、次に、親せきの23.6%となっている。

(第33表)

第33表 主婦が病気等の場合の家事担当者の有無

家事担当者の総数		あ り					特にあて はない	そ の 他	不 明
実 数	%	小 計	同居の家族	親せきの人	近所の人	人を雇う			
920	100.0	85.8	53.5	23.6	0.2	8.8	9.8	3.9	0.5

注) 家事担当者「あり」の内容は多答である。

4 主婦が就業中の子供の世話

学令前の子供を持つ対象者が就業している間、誰が子供の世話をしているかを見ると、対象者自身が仕事をしながらみているという者が約半数である。対象者以外の者に子供の面倒をみてもらっている者は44%であり、そのうち、対象者の母親又は姑に面倒をみてもらっている者が最も多く28.9%であり、保育所にあずけている者は15.4%である。一方、子供の面倒をみる人が誰もいないと回答した者が5%あった。(第34表)

第34表 主婦が就業中の子供の世話

学令前の子供 のある人総数		自分で仕事 をしながら みる	自 分 以 外 の 者 が み る							誰 も み る 人	
実 数	%		小 計	母・姑	年 長 の 子	他 家 に あ ず け る	保 育 所 に あ ず け る	そ の 他	不 明	はいない	その他
298	100.0	49.0	44.0	28.9	0.7	2.0	15.4	4.7	0.8	5.0	2.0

注) 「自分以外の者がみる」の内容は多答である。

5 主婦の健康状態

主婦の現在の健康状態は、大部分の者が健康であるが(88.5%)、年齢が高く

なるにつれて「健康である」と回答した者の割合が低く、「あまり健康でない」、「病气している」と回答した者の割合が高くなっており、50才以上では、2割前後の者が不健康な状態である。（第35表）

第35表 主婦の健康状態

区 分		総 数		健 康	あまり健康でない	病 気 している	不 明
		実 数	%				
計		995	100.0	88.5	8.3	3.1	0.1
年 令	29才以下	131	100.0	93.9	4.6	1.5	0.6
	30～39才	333	100.0	91.6	6.6	1.8	
	40～49才	292	100.0	88.7	8.9	2.4	
	50～59才	178	100.0	82.6	11.8	5.0	
	60才以上	57	100.0	79.0	10.5	10.5	
	不 明	4	100.0	25.0	50.0	25.0	

6 疲れた時や気分の悪い時の休養

仕事でひどく疲れた時や気分の悪い時に休養できる者は全体の6割であり、4割の者が「休みにくい」と回答しているが、家業が飲食店の場合は、6割近くの者が「休みにくい」と回答している。（第36表）

休めない理由は、「家業が忙がしい」という理由の者が最も多く77.8%であり、次に、「子供の世話や家事をする人がいない」（31.7%）、「仕事場と居間が接していて落ち着かない」（17.8%）という理由をあげている者が多くなっている。（第37表）

第36表 疲れた時や気分の悪い時の休養の有無

区 分		総 数		ゆっくり 休 め る	大 体 休 め る	休みにくい
		実 数	%			
計		995	100.0	31.2	27.6	41.2
産 業	卸 売 業	148	100.0	33.1	31.8	35.1
	小 売 業	671	100.0	33.4	28.2	38.4
	飲 食 店	159	100.0	19.5	22.6	57.9
	不 明	17	100.0	35.3	17.6	47.1

第37表 疲れた時や気分の悪い時休養できない理由

休みにくいと 答えた者総数		家 業 が 忙 がいしい	従業員に 気がねす る	仕事場と 居間が接 していて 落着かない	家族に気 がねする	子供の世 話や家事 をする人 がいない	家が狭い	騒 音 が する	そ の 他	不 明
		実 数	%							
410	100.0	77.8	9.3	17.8	8.8	31.7	2.9	2.7	4.9	0.2

注) 多答のため各項の計は100%をとえる。

7 家業従事による不足時間

家業に従事しているために不足している時間が「ある」と回答した者は75.5%と大部分であるが、年齢が高くなるにつれて「あり」と回答した者の割合は低くなっており、50才代では3割の者が、60才以上では6割の者が不足時間はないと回答している。

不足している時間は、「趣味、教養、娯楽」(47.6%)、「家族の団らん」(34.3%)、「家事、育児」(33.6%)が多くなっている。これを年齢別にみると、30才代以下では「家事、育児」の時間が不足している者が最も多くなっているが、40才以上では、「趣味、教養、娯楽」と回答した者が最も多くなっている。(第38表)

第38表 家業従事による不足時間の有無

区 分	総 数		あ り										な し	不 明
	実 数	%	小 計	す い み ん	食 事	家 事 育 児	休 養	家族の 団らん	趣 味 教 養	社 会 活 動	その他			
計	995	100.0	75.5	26.2	13.4	33.6	28.0	34.3	47.6	15.6	2.0	24.3	0.2	
年 令	29才以下	131	100.0	77.9	16.3	13.0	55.7	21.4	38.9	47.3	8.4	0.8	22.1	
	30～39才	333	100.0	84.1	30.0	12.3	47.1	29.7	39.6	46.3	20.1	1.8	15.9	
	40～49才	292	100.0	77.1	28.4	16.4	23.6	31.5	34.6	53.4	15.1	2.7	22.9	
	50～59才	178	100.0	66.3	24.7	13.5	17.4	25.8	25.3	47.8	15.7	2.2	33.1	0.6
	60才以上	57	100.0	40.4	15.8	5.3	7.0	21.0	19.3	24.6	8.8	1.7	57.9	1.7
不 明	4	100.0	75.0	25.0			50.0	25.0	75.0			25.0		

注) 不足時間の内容は多岐である。

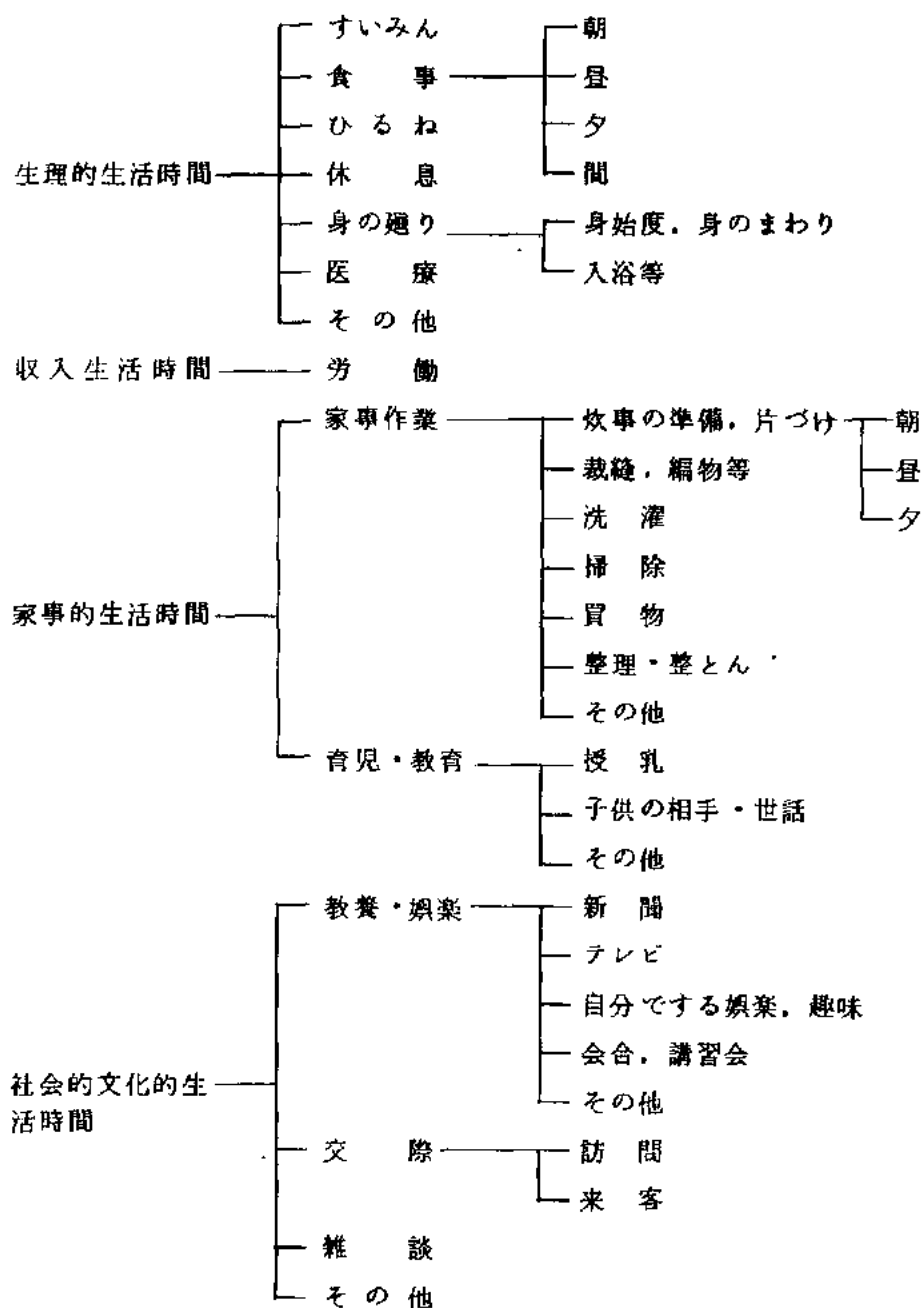
V 生活時間調査結果

卸売業、小売業の小規模事業所に働く妻の生活の実態を、生活時間構造の面から把握するために、本調査対象者の一部(147名)に対して、本調査実施とあわせて生活時間調査を行なった。

調査方法は、面接者が対象者から面接日の前日の生活時間を聴取して、調査票に記入する方法をとった。

なお、生活時間の分類方法は次表のとおりである。

生活時間分類法



1 1日の生活時間

卸売業、小売業に従事する妻の生活時間構造は、「生理的生活時間」10時間、「収入生活時間」8時間47分、「家事的生活時間」4時間3分、「社会的、文化的生活時間」1時間10分となっている。

飲食店に従事する妻の生活時間を、特に取り出してみると、卸売、小売業従事の妻に比べて、収入生活時間が2時間近く多く、その時間だけ他の生活時間が減少し、生理的生活時間が約30分、家事的生活時間は約1時間少なくなっている。

卸売業、小売業に従事する妻の生活時間を他の家業に従事する妻の生活時間と比較すると、収入生活時間がいちじるしく長いために、他の生活時間がすべてにわたって短くなっているということが目につく。すなわち、労働省婦人少年局が実施した前掲「製造業女子家族従業者の生活実態に関する調査」（45年）、「農家婦人の労働生活に関する意識調査」（42年）を本調査と比較すると、「卸売業、小売業」の妻の収入生活時間が「製造業」の妻より2時間35分、「農業」の妻より1時間22分長くなっているために、「卸売業、小売業」の妻の生理的生活時間は両者よりも約20分～30分少なく、同じく家事的生活時間では約25分～1時間20分短くなっている。社会的、文化的生活時間は家業に従事する妻は、家事のみに従事しているサラリーマンなどの家庭の主婦よりはるかに少ないのであるが、「卸売業、小売業」の妻の社会的文化的生活時間は、1時間10分であるから、「製造業」、「農業」の妻のそれよりもさらに約30分短くなっている。

収入生活時間がいちじるしく長いために、他の生活時間へのしわよせがきているものは、「卸売業、小売業」の妻のなかでも、「飲食店」の妻の生活時間である。「飲食店」の妻の収入生活時間は、「製造業」の妻よりも4時間20分、「農業」の妻よりも約3時間長いために、生理的生活時間は両者よりも約1時間短かく、家事的生活時間では両者より約1時間～2時間短かく、さらに社会的文化的生活時間をみると、わずか39分であるから両者の約3分の1にすぎなくなっている。（第39表）

第39表 1日の生活時間

区 分	計	生 理 的 生 活 時 間	取 入 生 活 時 間	家 事 的 生 活 時 間	社会的、文化的 生 活 時 間
	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
卸売業、小売業 家族従業者である妻	24:00 (100.0)	10:00 (41.6)	8:47 (36.6)	4:03 (16.9)	1:10 (4.9)
飲食店家族従業者である妻	24:00 (100.0)	9:33 (39.8)	10:33 (44.0)	3:15 (13.5)	:39 (2.7)
* 1 製造業家族従業者である妻	24:00 (100.0)	10:43 (44.7)	6:12 (25.8)	5:21 (22.3)	1:44 (7.2)
* 2 農 家 婦 人	24:00 (100.0)	10:22 (43.2)	7:25 (30.9)	4:25 (18.4)	1:48 (7.5)
* 3 家 庭 婦 人	24:00 (100.0)	11:04 (46.1)	1:12 (5.0)	7:57 (33.1)	3:47 (15.8)

* 1 「製造業女子家族従業者の生活実態に関する調査」(45年)労働省

* 2 「農家婦人の労働生活に関する意識調査」(42年)労働省

* 3 「国民生活時間調査」(45年)NHK

2 生理的生活時間

(1) 生理的生活時間の構成

卸売、小売業従事者である妻の生理的生活時間は10時間であり、製造業従事者である妻より43分、家庭婦人より64分短くなっている。生理的生活時間の内容は、「すいみん時間」7時間24分、「休息時間」22分、「食事時間」1時間28分、「身じたく、身のまわりの時間」45分となっており、製造業従事者である妻に比べて、すいみん時間で9分、休息時間で19分、食事時間で10分短く、また、家庭婦人と比較すると、各生理的生活時間において15分から13分短くなっている。(第40表)

第40表 生理的生活時間

区 分	計	すいみん	休 息	食 事	身じたく 身のまわり	医 療	そ の 他
	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
卸売業、小売業 家族従業者である妻	10:00	7:24	:22	1:28	:45	—	:01
製造業家族従業者である妻	10:43	7:33	:41	1:38	:48	:03	—
家 庭 婦 人	11:04	7:39	:04	1:44	1:01	—	—

(2) 起床時刻と就床時刻

起床時刻をみると、過半数の者が6時30分から7時30分の間に起床しており、平均起床時刻は6時57分となっている。(第41表)

次に、就床時刻をみると、11時から11時30分の間に就床する者が最も多く31.6%であり、6割近くの者が11時以降に就床しており、平均就床時刻は11時33分である。(第42表)

これらを製造業従事者である妻と比較すると、起床時刻では37分、就床時刻では43分遅くなっている。

第41表 起 床 時 刻

産 業	総 数		4時59分 以 前	5:00 5:29	5:30 5:59	6:00 6:29	6:30 6:59	7:00 7:29	7:30 7:59	8 時 以 降	平 均 起床時刻
	実 数	%									時 分
卸 売 業 小 売 業 (製造業)	147 (152)	100.0 (100.0)	20 (5.9)	— (3.3)	20 (6.6)	10.2 (23.0)	34.7 (28.9)	28.6 (24.4)	7.5 (5.3)	15.0 (2.6)	6:57 (6:20)

注) ()内については、第7表(注)参照。

第42表 就 床 時 刻

産 業	総 数		9時59分 以 前	10:00 10:29	10:30 10:59	11:00 11:29	11:30 11:59	12時以降	平 均 就床時刻
	実 数	%							時 分
卸 売 業 小 売 業 (製造業)	147 (152)	100.0 (100.0)	6.1 (11.2)	4.8 (14.4)	10.9 (15.8)	21.7 (31.6)	14.3 (12.5)	42.2 (14.5)	11:33 (10:50)

注) ()内については、第7表(注)参照。

3 収入生活時間

収入生活時間をみると、対象者の6割強の者は8時間以上働いており、平均収入生活時間は8時間47分となっている。

収入生活時間を前年調査結果と比較すると、卸売、小売業従事者である妻では、収入生活時間が4時間未満の者は5%にすぎないが、製造業従事者である妻では25%を占めている。一方、収入生活時間が10時間以上の者は、卸売、小売業従事者である妻では35.4%と高率を占めているのに反し、製造業従事者である妻では13.8%となっており、卸売、小売業従事者である妻の方が長時間働いている者が多く、また、平均収入生活時間では、2時間35分長くなっている。(第43表)

第43表 収入生活時間

産 業	総 数		2時間	2時間～4	4	6	8	10時間	平均収入 生活時間
	実 数	%	未 満	4時間 未 満	～ 6	～ 8	～ 10	以 上	
卸 売 業	147	100.0	07	48	88	238	265	354	時間 分 8:47
小 売 業									
(製造業)	(152)	(100.0)	(105)	(152)	(184)	(204)	(217)	(138)	(6:12)

注) ()内については、第7表(注)参照。

4 家事的な生活時間

家事的な生活時間は4時間3分であり、その大部分は家事作業であるが、その内容は、炊事の準備、片づけが1時間57分で最も多く48.1%であり、洗たく、掃除が52分で21.4%となっているが、裁縫、編物、つくろいに当てる時間はわずかに2分である。

製造業従事者である妻と比較すると、卸売、小売業従事者である妻の方が全体で1時間18分短くなっており、その内訳は、炊事の準備、片づけの時間が36分短く、また、他の家事作業では10分前後短くなっている。(第44表)

第44表 家 事 的 生 活 時 間

産 業	総 数	家 事 作 業							育 児			
		小 計	炊事の準備 洗濯・掃除	裁縫・縫物・つくり	洗たく 掃除	買 物	整 理 整理とん	その他	小 計	授 乳	子供の相手 世話	その他
卸 売 業 小 売 業	時間 分 4:03	時間 分 3:27	時間 分 1:57	分 2	分 52	分 17	分 6	分 13	分 36	分 —	分 36	分 —
(製造業)	(5:21)	(4:37)	(2:33)	(14)	(62)	(28)	(9)	(11)	(44)	(7)	(36)	(1)
卸 売 業 小 売 業	100.0	85.2	48.1	0.8	21.4	7.0	2.5	5.4	14.8	—	14.8	—
(製造業)	(100.0)	(86.3)	(47.7)	(4.4)	(19.3)	(8.7)	(2.8)	(3.4)	(13.7)	(2.2)	(11.2)	(0.3)

注) ()内については、第7表(注)参照。

5 社会的、文化的生活時間

社会的、文化的生活時間は1時間10分であり、その5割の時間はテレビを見て過している。次に多いのが雑談の時間であり14分(20%)を占めているが、新聞を読んだり、自分の趣味に当てる時間はごくわずかである。

製造業従事者である妻と比較すると、卸売、小売業従事者である妻の社会的、文化的生活時間が、全体で34分短く、「テレビ」の時間が28分、「交際」の時間が9分短くなっているが、「雑談」の時間は6分長くなっている。(第45表)

第45表 社会的、文化的生活時間

産 業	総 数	教 養 娯 楽						交 際				雑 談	その他
		小 計	新 聞	テ レ ビ	自 分 で す る 趣 味	会 合 調 習 会	その他	小 計	訪 問	来 客	その他		
卸 売 業 小 売 業	時間 分 1:10	時間 分 43	分 2	時間 分 35	分 3	分 1	分 2	分 9	分 5	分 3	分 1	分 14	分 4
(製造業)	(1:44)	(1:16)	(3)	(1:03)	(4)	(5)	(1)	(18)	(4)	(8)	(6)	(8)	(2)
卸 売 業 小 売 業	100.0	61.4	2.9	50.0	4.3	1.4	2.8	12.9	7.2	4.3	1.4	20.0	5.7
(製造業)	(100.0)	(73.1)	(2.9)	(60.6)	(3.8)	(4.8)	(1.0)	(17.3)	(3.8)	(7.7)	(5.8)	(7.7)	(1.9)

注) ()内については、第7表(注)参照。

付 録

卸売業、小売業女子家族従業者の生活実態に関する調査票

昭和46年

婦人少年室	県番号	サンプル番号	調査員氏名
-------	-----	--------	-------

(記入上の注意)

- 回答は該当する番号または符号を○で囲むか、またはあてはまる答えを記入してください。
○調査票にMAと記入されている箇所には、該当する答えを全部○で囲んでください。
○調査票中「その他」の()には具体的に記入してください。

問1 事業所の状況についておたずねします。

Ⅰの雇用者の()内には住込み従業員数を内数として記入
※パートタイマーとは、身分、呼称に関係なく1日、1週あるいは1か月の所定労働時間が当該事業所の一般労働者より短い労働者

1. 卸売業	2. 織物、衣服、身のまわり品小売業
3. 飲食料品小売業	4. 飲食店
5. 家具、建具、什器小売業	6. その他の小売業

Ⅱ	男女別	男	女	計
地位別				
事業主	1			1
家族従業員				
一般従業員	()	()	()	()
パートタイマー				
その他				
計	()	()	()	()

問4 事業所でのあなたの就業状況についておたずねします。
毎日事業所で働いていますか？

1	毎日	イ. 雇用者と同じ(実働時間)	時間
		ロ. 雇用者以上(実働時間)	時間
		ハ. 随時(家事の合間など)(実働時間)	時間
2	不定期(忙しい時期だけ働くなど)		

問5 あなたにはきめられた休日がありますか？

1	イ. 週1日以上ある
	ロ. 週1日ある
	ハ. 週1日はない(隔週1日など)
2	きまっていない
3	休日はない

(前問の答えが1の人に)

その休日に事業所の仕事をする事がありますか？

1	ある
2	たまにある
3	ほとんどない
4	全然ない

問2 あなたの家族について、うかがいます。同居の親族も含めて答えてください。

[昭和46年1月1日現在で生活の本拠がその家にある人]についてたずねる

イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	○ 学年齢	()人
家族	本人	性	満	家	家	家	本人	○ 小学生	()人
数	人	別	年	業	業	業	(未成年の子どもの数)	○ 中学生	()人
				従	従	従	○ 高校生以上	○ 計	()人
1	本人	男女		業	業	業	○ 世帯の子どもの数		
2	夫	男女		従	従	従	○ 基本世帯		
3		男女		業	業	業	○ 複合世帯		
4		男女		従	従	従			
5		男女		業	業	業			
6		男女		従	従	従			
7		男女		業	業	業			

(注) 家事担当者一人にかぎらない。たまたま手伝う程度の人はいない。

問6 あなたは事業所でどんな仕事をしていますか？主にやっているものと補助的にやっているものについて答えてください。
(該当欄に○印) MA

項	目	主	補
1	労務管理		
2	金融資金ぐり		
3	経理、一般事務		
4	仕入		
5	販売		
6	配達、出前		
7	調理		
8	給仕		
9	雇用(店の掃除、まかないなど)		
10	その他		

問7 あなたは、働いた報酬を実際にもらっていますか？
(夫から生活費としてもらうものは除く)

1	毎月定期的にもらう(1ヵ月平均)	円
2	不定期にもらう(1ヵ月平均)	円
3	もらわない	

(前問の答えが1と2の人に)
報酬はどの程度自分自身のことに使えますか？

1	全部使える
2	大部分使える
3	半分位使える
4	少ししか使えない
5	全然使えない

問8 3年前とくらべて、あなたの家業の仕事は現在どのような状況ですか？

仕事の内容	1	ちくになった
	2	つらくなった
	3	変わらない
働く時間	4	3年前には仕事に従事していなかった
	1	短くなった
	2	長くなった
休日(実働日)	3	変わらない
	4	3年前には仕事に従事していなかった
	1	増えた
	2	減った
	3	変わらない
	4	3年前には仕事に従事していなかった

問9 あなたが家業に従事している理由は何ですか？

MA

1	求人難で従業員が得られないから
2	人件費の節約になるから
3	働くのが当然だから
4	収入がほしいから
5	働くのが好きだから
6	その他

問10 住居と事業所は分かれていますか？

1	同じ建物内にある
2	同じ敷地の別棟にある
3	全く別の地域にある
4	その他

問11 〔学令前の子どものある人に〕

あなたの就業中はお子さんは誰れがみえますか？

1	自分が仕事をしながらみる
2	自分以外のものがみる
	イ、母、姑
	ロ、年長の子ども
	ハ、他家にあずける
	ニ、保育園にあずける
	ホ、その他
3	誰れもみる人はいない
4	その他

問12 〔家事担当者である方に〕
あなたの病弱や出産時等に家事ができない時、誰れか家事の手がわりがありますか？

1	同居の家族(夫、母、姑、子ども等)
2	親せきの人
3	近所の人
4	人を雇う
5	特にあてはない
6	その他

問13 現在あなたは健康ですか？

1	健康である
2	あまり健康でない
3	病弱している
	(持病など)

問14 この1年間に仕事中にけがをしたり、家業の用事で外出したときに、交通事故にあったことがありますか？

			そのために家業を休んだ日数	
			4日以上	1日以上 3日以下
1	ある→ MA	イ、職場でのけが		
		ロ、交通事故		
		ハ、その他()		
2	ない			

(注) 1 あるについては、各項目で2回以上けがや事故等にあった場合は、それにより休んだ日数が長いものを記入してください。

問15 仕事でひどく疲れた時や気分が悪いときにゆっくり休みますか？

1	ゆっくり休める
2	大体休める
3	休みにくい

〔前問の答えが3の人に〕
休みにくい理由は何ですか？

MA

1	家業が忙しい
2	従業員に気がねする
3	仕事場と居間が狭くして暮らさない
4	家族にきかぬる
5	子供の世話や家事をする人がいない
6	家が狭い
7	騒音がする
8	その他

問16 〔学令前の子どものある人に〕

一昔近いお産の時、その前後に家業を休みましたか？

産前	1	休んだ()日
	2	休まなかった
	3	当時は家業に従事していなかった
産後	1	休んだ()日
	2	休まなかった
	3	当時は家業に従事していなかった

問17 あなたは家業の仕事にこれから従事しようと思えますか？

1	ずっと従事しようと思う
2	できればやめたい
3	ぜひやめたい
4	わからない

〔前問の答えが2と3の人に〕
やめた場合は何をしたいと思いますか？

1	家事、育児に専念したい
2	趣味を生かしてゆっくりしたい
3	他の仕事をしたい
	(希望職種記入)
4	その他
	()

問18 家庭に従事しているために不足していると思う時間は何ですか？

おもなものを三つだけ答えて下さい。

1. すいみん	6. 趣味、娯楽、娯楽
2. 食 事	7. 社会活動（P.T.Aなど）
3. 家事、育児	8. その他（ ）
4. 休 養	9. とくにない
5. 家族の団らん	

問19 主婦が家庭に従事することについて改善したいことがありますか？

1. あ る
2. な い
3. わからない

〔前問の答えが1の人に〕
それはどんなことですか？

MA

1. 労働時間について（ ）
2. 報酬について（ ）
3. 休日について（ ）
4. 家事と家庭生活の分離について
5. その他（ ）

問20 家族従業者の立場から国や地方公共団体にとくにしてほしいことがありますか？

〔たとえば、給食センター、家事援助者（ホームヘルパー）、保育所など、その他何でも〕

問21 〔対象者の一部のみ実施〕

あなたの生活時間についておたずねします。

あなたの昨日1日の生活時間を朝起きた時から夜ねるまで思い出して話してください。

また、前日が家業のない日とか、半日だったりした場合は、最も近い平日について答えてください。

〔別紙生活時間表に右例の形式にそって記入〕

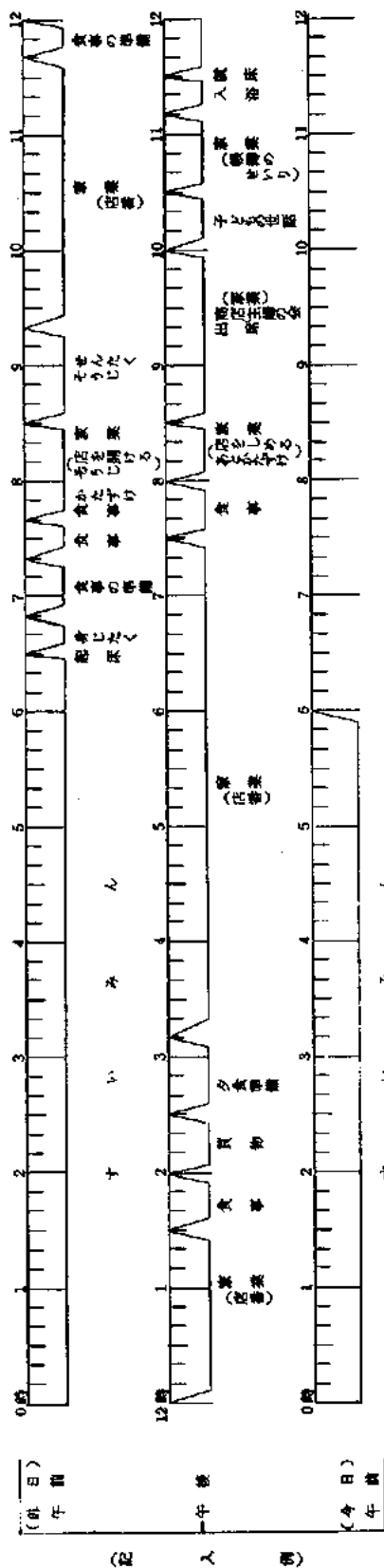
どうもありがとうございました

生活時間調査表

労働省婦人少年局 昭和46年

(別表)

婦人少年宮名	調査者	サンプルの 前	サンプルの 後	サンプルの 場	調査項目 1. 娯楽施設 2. 飲食店 3. 飲食店 4. その他の小売店 (前記以外)	調査員名	記入 年月日	昭和46年 月 日	曜日
--------	-----	------------	------------	------------	---	------	-----------	-----------	----



(参 考)

卸 売 業 、 小 売 業 分 類 表

卸 売 業	繊維製品卸売業（衣服、身のまわり品を除く）、衣服、身のまわり品卸売業、農畜産物、水産物卸売業、食料、飲料卸売業、医薬品、化粧品卸売業、化学製品卸売業、鉱物、金属材料卸売業、機械器具卸売業、建築材料卸売業、家具、建具、什器卸売業、その他の卸売業
織物、衣服、身のまわり品小売業	呉服、服地、寝具小売業、洋服小売業（婦人子供服を除く）、婦人子供服小売業、くつ履物小売業、その他の織物、衣服、身のまわり品小売業
飲 食 料 品 小 売 業	各種食料品小売業、酒、調味料小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、乾物小売業、野菜、果物小売業、菓子、パン小売業、米穀類小売業、その他の飲食料品小売業
飲 食 店	飲 食 店 （内容例示：食堂、レストラン、そば・うどん店、すし屋、料理割ぼう店、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、喫茶店、その他の飲食店）
家具、建具、什器小売業	家具、建具、畳小売業、金物、荒物小売業（農器具を除く）、陶磁器、ガラス器小売業、家庭用機械器具小売業、その他の什器小売業
そ の 他	代理商、仲立業、その他の各種商品小売業、自転車小売業（部分品、付属品を含む）、荷車小売業、医薬品、化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍文房具小売業、中古品小売業（中古自動車を除く）、他に分類されない小売業

卸売業・小売業女子家族従事者の
生活実態に関する調査

昭和46年8月31日 印刷

昭和46年9月10日 発行

発行者 労働省 婦人少年局
東京都千代田区大手町1-3-1

印刷者 プロ製版印刷株式会社
東京都中野区東中野3-14-21
電話 (369) 6838
